

第4 生計費・労働経済指標

1 令和4年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費・・・食料
- 住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費・・・被服及び履物
- 雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金）

3 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する新潟市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、家計調査における勤労者世帯の令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第21表

新潟市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和4年4月)

世帯人員 費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 29,570	円 37,480	円 48,000	円 58,510	円 69,040
住居関係費	48,510	86,040	68,660	51,280	33,890
被服・履物費	4,510	3,110	4,870	6,630	8,390
雑費Ⅰ	18,760	30,850	44,360	57,870	71,360
雑費Ⅱ	16,220	29,970	35,620	41,270	46,920
計	117,570	187,450	201,510	215,560	229,600

第22表

労働経済指標

項 目				年 月					
				令和3年 4月	5月	6月	7月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	① きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国		金 額	300.3 千円	294.9	297.2	297.7	
				前年同月比	1.6 %	2.6	2.1	1.7	
		新 潟 県		金 額	256.9 千円	255.4	256.7	256.2	
				前年同月比	△ 0.7 %	1.0	0.7	1.5	
	うち 所定内給与	全 国	調 査 産 業 計	金 額	275.9 千円	272.1	274.4	274.0	
				前年同月比	1.1 %	1.4	0.8	0.7	
		新 潟 県	調 査 産 業 計	金 額	238.6 千円	237.1	238.2	237.0	
				前年同月比	0.7 %	0.9	0.3	0.5	
	② 総実労働時間数 (調査産業計)			時 間 数	150.4 時間	136.0	146.9	146.9	
		うち 所定外労働時間数		時 間 数	12.1 時間	11.1	11.4	11.9	
生計費 (総務省家計調査)	③ 消 費 支 出	全 国	二人以上の世帯	金 額	301.0 千円	281.1	260.3	267.7	
				前年同月比	12.4 %	11.5	△ 4.9	0.3	
			二人以上の世帯のうち勤労者		金 額	338.6 千円	317.7	281.2	302.8
					前年同月比	11.5 %	13.1	△ 5.8	4.9
		新 潟 市	二人以上の世帯	金 額	351.7 千円	339.9	259.9	316.4	
				前年同月比	47.5 %	37.4	△ 16.0	22.7	
			二人以上の世帯のうち勤労者		金 額	392.2 千円	402.2	292.4	370.9
					前年同月比	55.5 %	52.4	△ 6.8	32.3
物 価	④ 消費者物価指数 (総務省)	全 国		前年同月比	△ 1.1 %	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	
		新 潟 市		前年同月比	△ 1.9 %	△ 1.6	△ 1.3	△ 1.0	
	⑤ 国内企業物価指数 (日本銀行)				前年同月比	3.5 %	4.8	4.9	5.6
	雇 用	⑥ 常用雇用指数 (厚生労働省)				前年同月比	△ 0.3 %	0.2	0.0
⑦ 完全失業率 (総務省労働力調査)					2.8 %	2.9	2.9	2.8	
⑧ 有効求人倍率 (厚生労働省)					1.09 倍	1.10	1.13	1.14	
生 産	⑨ 実質国内総生産 (内閣府)				前 期 比	0.6 %			

(注) 1 ⑨は平成27年基準、①、④、⑤、⑥は令和2年基準(令和3年4月～同年12月までの①「きまって支給する給与」は平成27年基準)である。

2 ①、②、⑥は「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値で、

8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月
295.0	296.3	298.6	298.0	298.6	298.9	299.5	304.0	307.9
1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5
255.1	256.3	256.5	257.1	259.2	257.8	255.8	258.3	258.8
0.4	0.0	△ 0.2	0.4	△ 0.8	1.1	0.0	0.0	0.8
271.9	273.6	275.1	273.9	273.7	274.7	275.2	278.9	281.9
0.7	0.7	0.5	1.0	0.7	1.8	1.9	1.9	2.2
236.1	237.7	238.2	237.9	239.1	239.4	236.8	241.0	240.2
△ 0.2	△ 0.2	△ 0.1	1.0	△ 0.2	1.6	0.5	△ 0.1	0.6
135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	136.6	144.5	149.0
10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	12.9
266.6	265.3	282.0	277.0	317.2	287.8	257.9	307.3	304.5
△ 3.5	△ 1.7	△ 0.5	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2
294.1	295.8	312.7	304.2	344.1	314.4	285.3	343.7	344.1
△ 3.4	△ 2.8	0.1	△ 0.4	3.1	5.6	1.6	△ 0.1	1.6
330.1	296.4	344.2	312.5	362.3	291.7	259.7	388.2	301.0
12.1	5.2	29.6	23.3	19.7	24.3	△ 11.9	20.8	△ 14.4
383.2	277.9	422.1	331.2	334.2	319.7	284.5	379.7	354.2
22.9	△ 17.8	43.3	13.5	5.2	21.4	△ 2.3	4.8	△ 9.7
△ 0.4	0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5
△ 1.2	△ 0.6	△ 0.6	0.2	0.6	0.8	1.1	1.6	3.0
5.6	6.2	8.0	8.9	8.6	9.0	9.4	9.3	9.9
△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 1.1
2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5
1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23
△ 0.8			1.0			△ 0.1		

給する給与・新潟県」及び「うち所定内給与・新潟県・調査産業計」の前年同月比は、ある。